

つくば市いじめ防止基本方針
(令和2年改訂版)

令和2年4月

つくば市教育委員会

はじめに

超スマート社会(Society5.0)時代の到来が展望され、社会の姿が急速に変わる中、学習指導要領も改訂され、求められる学校像も、学校が単に知識を伝達される場ではなく、人と人との関わり合いの中で、人間としての強みを伸ばしながら、人生や社会を見据えて学びあう場であることが期待されています。

そのような変化の激しい時代に生きる子供たちですが、学校の抱える大きな課題の一つにいじめ問題があります。つくば市においても、いじめの認知件数は、毎年増加傾向にあります。これは、学校が一人一人の児童生徒の気持ちに寄り添い、積極的にいじめを認知し、早期に対応することで、いじめの深刻化を防ごうという姿勢の表れであるといえます。

しかしながら、いじめの形態は多様化、潜在化しており、その対応は困難の一途をたどっております。学校だけでの対応では十分でなく、保護者の皆様の理解はもちろん、地域の皆様の協力を得ながら、社会全体で子供たちの健全な成長を見守っていただけるような仕組みが大切になってきています。

そのような学校の現状を踏まえ、この基本方針は、学校教育法第1条に規定している全ての学校に在籍する全ての児童生徒を対象として策定されたものであり、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、平成26年度につくば市教育委員会によって策定され、平成30年度に第1回目の改定が行われたものです。

その後の社会情勢やつくば市の実情を勘案し、令和元年度3月議会定例会において、いじめ問題対策連絡協議会等条例を可決、施行にともない、令和2年度から実施することを目的に改訂したものです。

令和2年4月

つくば市教育委員会教育長 森田 充

目 次

| | |
|------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I いじめ防止等に関する基本的な考え方 | 4 |
| 1 いじめの定義 | |
| 2 基本的な考え方 | |
| II 教育委員会の取組 | 5 |
| 1 いじめの防止に向けた対応 | |
| 2 いじめ発生時の対応 | |
| III 学園・学校の取組 | 6 |
| 1 いじめへの対応 | |
| 2 教職員研修の充実 | |
| 3 いじめ防止と根絶のための取組 | |
| (1) 未然防止 | |
| (2) 早期発見 | |
| (3) 早期発見に向けた取組 | |
| (4) 重大事態の判断と教育委員会への報告 | |
| (5) 個人情報の保護 | |
| IV 重大事態発生時における教育委員会の対応 | 9 |
| 1 初期対応と市長への報告 | |
| 2 いじめ問題専門委員会への調査依頼 | |
| 3 再調査委員会の調査と議会への報告 | |
| V 関係諸機関との連携 | 10 |
| 1 保護者 | |
| 2 地域 | |
| 3 関係機関 | |
| 4 学校以外の団体 | |
| 5 その他 | |
| VI 家庭の役割 | 11 |
| 1 保護者の責務 | |

2 いじめの早期発見と学校への連絡

3 身体的安全確保と解消への協力

VII 地域の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

○全体構想図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（法第2条第1項）

いじめ行為の形態、仕方、程度の違いにかかわらず、いじめを受けている児童生徒が、心理的であれ、精神的であれ、肉体的であれ、「いやだ!」「つらい!」「苦しい!」「すぐにやめてほしい!」と感じている言動や態度や行いは全て「いじめ」ということになる。

2 基本的な考え方

いじめが起こる可能性は、どの児童生徒にも、どこの学校にもあるとすれば、まずは、学校に在籍する全ての児童生徒が、「いじめはしない」、「いじめはさせない」、「いじめを見逃さない」と考え、普段からそのことを意識するようになることが重要である。

その上で、いじめは、「いじめる子」（加害者）と「いじめられる子」（被害者）が固定しているわけではなく、「いじめる子」が、時には「いじめられる子」になる場合もあり、関係が複雑になっているのが近年の傾向である。

例えば、いじめを周りではやし立て、面白がって見ている児童生徒（観衆）はいじめを助長することになり、見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も、いじめに直接かかわっていないとしても、「いじている子」のいじめ行為を認めていると理解されることになり、結果として、いじめを助長することになる。いじめは、すべての児童生徒に関わる問題となっている。

また、いじめの形態は、学校の中や通学途中で起きる暴力を伴ういじめから、インターネットを通して行われるいじめまで、多様化し複雑になってきている。そのため、いじめをなくすためには、学校だけでなく、保護者や地域の住民や警察も含め、関係する全ての人たちと密接に連携し対応していく必要がある。

こうした取組をしていく上で特に大事になるのは、次のようなことを基本としてしっかり心掛けていくことである。

- (1) 児童生徒のみならず広く市民の社会力を育て高めることで、いじめの防止と根絶に努めること。
- (2) いじめの早期発見に努め、認知した場合は、迅速に対応すること。
- (3) いじめは、学校と学校を取り巻く地域が総ぐるみで取り組む問題で

あるという意識を高めること。

II 教育委員会の取組

1 いじめの防止に向けた対応

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が情報の共有と連携を図るため、つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、各関係機関等により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置し、いじめに関わる諸問題に対応する。

(2) 学校等への情報提供と指導助言

教育委員会は連絡協議会の提言等を踏まえ、いじめの防止及び根絶のため、必要に応じて学校に情報を提供し、指導助言を行う。

(3) インターネットを通じて行われるいじめ行為への取組

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童生徒及び保護者に対して、情報モラル教育を行うなどの啓発活動を充実させる。

(4) 相談窓口の周知

- ① 教育委員会には、教育相談センターやいじめ相談対応窓口があることを周知し、いじめの発生を未然に抑止するよう努める。
- ② 教育委員会が作成した「ひとりじゃないよ話してみよう」カードを配付する。
- ③ 茨城県が作成した「いじめ・体罰解消サポートセンター」の相談窓口カードを配付する。

(5) 学校生活アンケートの実施

教育委員会は、児童生徒の学校での生活におけるいじめの実態を把握するために「学校生活アンケート」を毎年2回実施し、市内全校に結果を知らせるとともに、学校への指導、助言、援助に活用する。

(6) 学園及び学校での取組状況の点検

教育委員会は、学校が行ういじめ把握調査の結果から、いじめに関する学校の取組状況を把握し、それらの取組が各学園・学校の実情に応じて機能しているかどうかを点検し、必要に応じ指導助言する。

(7) 県教育委員会への報告

教育委員会は、県教育委員会へ把握しているいじめ件数等を毎年度末に報告する。

2 いじめ発生時の対応

(1) いじめの状況の調査と把握

教育委員会は、学校からいじめの発生の報告を受けた場合は、学校と連携して状況を把握し、必要に応じて、指導主事、教育相談センター相談員、市が配置しているスクールカウンセラー等を派遣し事態の深刻化を防ぎ、いじめられている子の苦痛をできるだけ早く取り除くことを最優先し、いじめの早期解消に努める。

(2) つくば市いじめ問題専門委員会の設置

特定のいじめ問題に実効的に対応していくため、つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、つくば市いじめ問題専門委員会を教育委員会の附属機関として設置し、教育委員会の求めに応じて、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行う。

教育委員会は、いじめの重大事態の調査についての調査が学校の教育活動に影響が考えられる場合や、いじめに関わる加害児童生徒及び被害児童生徒、並びに両者の保護者等の理解や同意が得られないなど、初期段階での解決が困難であると判断した場合、いじめの被害にあった児童生徒の生命に関わるような重大事態の場合には、つくば市いじめ問題専門委員会に調査を求める。

(3) いじめ問題の分析と再発防止

教育委員会は、学校でいじめが発生した場合は、事実確認を行い、いじめ発生の原因解明に努め、同様の事態が再発しないよう学校に指示し支援する。

Ⅲ 学園・学校の取組

1 いじめへの対応

(1) 学園・学校ごとのいじめ防止基本方針の策定

各学園・学校は、法第 13 条の規定に基づき、いじめ防止等への取組についての基本的な考え方や取組内容を盛り込んだ基本方針を策定する。

(2) いじめ防止等に向けた対応組織の設置

各学園・学校は、いじめ防止等への対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他必要なメンバーによって構成される「いじめ防止対策会議」（法第 22 条）を設置し、「学園・学校の基本方針」に基づき、計画的にいじめ防止のために取り組む。

また、教職員がいじめの兆候を把握した場合や児童生徒等からいじめらしき事態について相談があった場合は速やかに会議を開き、いじめられている子の苦痛をできるだけ早く解消するよう万全を尽くす。

2 教職員研修の充実

いじめ問題にかかわる教職員の理解を深めるため、県及び市の研修の他に学校内における研修内容を充実させる。

- (1) 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得も含め、内容の充実を図る。
- (2) 事例研究によって、いじめに対する具体的な対応方法についての理解を深める。
- (3) いじめ問題には学校外（児童館等）を含めたチームで対応するという認識を共有する。
- (4) インターネットやスマホ等によるいじめの増加に適切に対応するため最新のインターネットに関する情報を収集し共有する。

3 いじめ防止と根絶のための取組

児童生徒間が心の通う対人関係を高め、学校を楽しい学びの場にするのがいじめを根絶し、防止する上で極めて重要である。このため、授業や校内活動や体験活動など教育全般を通して社会力を育み、人間の多様性を認め、共生社会の実現を目指し、いじめの根絶に努める。

(1) 未然防止

① 授業と学級活動

授業や学級活動においては、児童生徒が自らの行動を自分で選択し、相手と関わる活動を通してどのような行動をするのが適切か自分で考え実行する能力を高め、いじめに向かわない態度や能力を育てる。

② 児童会・生徒会活動、学校行事及び部活動

いじめに向かわない児童生徒を育てるため、児童会・生徒会活動、学校行事、及び部活動の中で、全ての児童生徒が活躍できる場面や役割をつくり、「自分は認められている」とか、「自分は大切にされている」という自己有用感を高める。また、体験活動やボランティア活動などを通して自分を律していく力と判断する力を身につけることによって、個人の尊厳を認めつつ規範意識を高める。

③ 教育相談と個別面談

日頃から児童生徒と接する機会を多くし、児童生徒が教職員と相談しやすい関係をつくる。また、教職員は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家の指導助言を受ける。

④ 児童生徒の自主的行動

いじめを受けて

いる児童生徒が友人に自分から悩みを打ち明けることができるよう、ピアサポートなど、互いに他の子を認め合い、支え合う活動を支援する。

⑤ インターネットの使用制限

インターネットを利用して行われるいじめは極めて発見しにくいことから、日頃から児童生徒の使用状況の収集に努める。また、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じ、情報モラル教育の充実を図る。

(2) 早期発見

教職員は、全ての教育活動を通して、児童生徒を普段からしっかり観察することで、いじめの兆候を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であっても、早い段階から児童生徒に個別に声をかけるなどして、安心して相談できるような状況や雰囲気をつくる。

① 学校アンケートの実施

いじめの認知を目的としたアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。

② 保護者との連携

日頃から保護者との連携を密にし、家庭で児童生徒の変化に気づいたら直ちに保護者から連絡が入るような信頼関係を構築する。

③ 相談窓口の周知

学校の保健室や相談室の利用のほかに「教育相談センター」や「いじめ悩み相談対応室」等、相談窓口があることを児童生徒や保護者に周知する。

(3) 早期発見に向けた取組

いじめの連絡や相談があった場合は、速やかにいじめられている児童生徒(被害者)の安全を確保すると同時に、「いじめ防止対策会議」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害者の保護と保護者との連携

いじめ行為を確認したら、いじめられている児童生徒を守り、できるだけ早く苦痛を取り除くことを第一に考え、全教職員が協力し被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者に速やかに連絡し状況を説明するとともに、家庭での心のケアや見守りを要請する等の連携を図る。

② 実態の把握と教育委員会への報告

教職員は、被害者と加害者および周りの児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、必要と判断した場合は直ちにアンケート調査などを行い、正確に実態を把握し速やかな解決に努める。

また、いじめ解決の過程で、学校だけで解決が難しいと判断した場合は、把握した事実を教育指導課に速やかに報告する。

③ 加害者と保護者への対応

加害者に対しては、直ちにいじめを止めるよう指導し、いじめを止めさせる。併せて、加害者の心情を聞き、しっかり寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者に速やかに連絡し、状況を説明するとともに、被害者やその保護者への対応について必要な助言を行う等、連携して対応する。

④ インターネットによるいじめへの対応

インターネット上での不適切な書き込み等によるいじめが発覚した場合、直ちに削除させる等の指導を行う。削除できない場合はプロバイダに削除を求めるなどの措置を講じる。

また、こうした指導を行う場合は、必要に応じて法務局等に協力を求める。

(4) 重大事態の判断と教育委員会への報告

いじめに伴う事態が重大であると判断した場合、当該校は、重大事態であると判断した根拠とともに、それまで把握した全ての事実を速やかに教育指導課を通して教育委員会に報告する。

(5) 個人情報の保護

上記Ⅱ及びⅢの過程においては、当該校及び当該児童生徒(加害者と被害者)及びその保護者の名前等、個人的な情報については秘密を厳守するよう十分留意する。

IV 重大事態発生時における教育委員会の対応

いじめの「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項に、次のように規定されている。

- 一 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し判断する。

- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により迅速に対応する。

上記のような事態を目安にして、いじめの「重大事態」と判断されるいじめが発生した場合、直ちに次のような措置をする。

1 初期対応と市長への報告

- (1) 教育委員会に当該校から重大事態と判断できるいじめが生じたという報告があった場合、教育長は教育局の幹部（教育局長、教育局次長、学校教育審議監（学校教育監）、学び推進課長）と協議し、調査主体（調査委員会）を学校にするかいじめ問題専門委員会にするかを決定した上で市長に報告する。
- (2) 教育委員会は、担当の指導主事を当該校に派遣し、いじめの早期解消のために指導助言する。

2 いじめ問題専門委員会への調査依頼

- (1) いじめの重大事態の調査に関し、調査が学校の教育活動への影響が考えられる場合や、いじめに関わる加害児童生徒及び被害児童生徒、並びに両者の保護者等の理解や同意が得られないなど、初期段階での解決が困難であると判断した場合、いじめの被害にあった児童生徒の生命に関わるような重大事態の場合には、つくば市いじめ問題専門委員会に調査を求め、重大事態に至った経緯や解決が困難な理由や解決策等について多面的に調査する。
- (2) いじめ問題専門委員会は直ちに聞き取り調査やアンケート調査などを行い、いつ誰から誰に対して行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したか等、事実関係を詳しく調査し、調査の結果を速やかに報告書にまとめる。
- (3) いじめ問題専門委員会は、調査によって明らかになった事実を、報告書にまとめる前であっても、いじめの早期解決に役立つと判断した場合には、関係者に提供することができる。
- (4) いじめ問題専門委員会、調査報告書を直ちに教育長に提出し、教育長はその内容を直ちに市長に報告する。

3 再調査委員会の調査と議会への報告

- (1) 市長は、調査特別委員会の調査結果を踏まえ、更に調査する必要があると認めた場合、つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、再調査委員会に調査を求める。
- (2) 再調査委員会の調査報告書が提出された時点で、市長は報告書の内容と結果を議会に報告する。

V 関係機関等との連携

1 保護者

学校は、児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合い、信頼関係を保つことに努める。

2 地域

学校は、校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民と良好な関係を築いておくよう努める。

3 関係機関

学校や教育委員会の対応だけでいじめの解決に至らないと判断した場合は、速やかに、警察、児童相談所、法務局等の関係機関と連携する。

4 学校以外の団体

塾や社会教育関係団体等、学校以外場で起きたいじめの連絡を受けた場合は、当該団体の責任者と連携して解決に当たる。

5 その他

いじめに関わる児童生徒が複数の学校に及ぶ場合は、該当する学校が連携し対応する。

VI 家庭の役割

子どもの発達にとって、家庭環境や保護者による日常的な躾や教育の役割は極めて重要である。このことを踏まえ、教育委員会は、様々な機会を通して保護者等への啓発活動や研修を行い、いじめの防止や根絶につなげるよう努める。

1 保護者の責務

- (1) 子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどして、子どもの健全な発達に努める。
- (2) 日頃から学校と連絡を取り合い、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等に積極的に参加するなどし、子どもの発達や現状の理解を深める。
- (3) 教育委員会や学校とともにいじめ防止に取り組む。
- (4) 情報モラルの理解を深め、子どものインターネットの利用状況を把握しインターネットを利用する社会ルールやマナーを身につけさせる。

2 いじめの早期発見と学校への連絡

- (1) 子どもに見られるわずかな変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- (2) 子どもがいじめを受けているらしい様子、あるいはいじめをしている気配や様子が感じられた場合は、直ちに学校と相談する。
- (3) 子どもを通して、学校でいじめが行われていると感じた場合も、速やかに

学校と相談する。

- (4) 子どものスマートフォンやパソコン等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じていじめの書き込みをしたり、誰かにいじめを受けたりしていないかの確認を定期的に行う。

3 身体の安全の確保と解消への協力

- (1) 万一、子どもがいじめを受けていると分かった場合には、子どもの身体の安全を確保するとともに、学校に知らせ、いじめ解消のための協力体制を整える。
- (2) 子どもがいじめをしていると分かった場合は、その行為を止めさせるとともに、速やかに学校に知らせ相談する。

VII 地域の役割

いじめの防止や根絶のためには、子どもが育つ場である地域の環境や地域住民のかかわりが極めて重要である。こうした認識を踏まえ、地域住民の誰もが地域の子どもを健全に育てる意識をもち、子どもが育つ環境をよくするよう努める。

- 1 地域と学校がいじめ防止に関する情報を共有し、それぞれの活動に協力することを通して、子どもの健全なる育成に努める。
- 2 地域は、子どもの社会力や思いやりの心を育てる上で、大きな役割を果たしている。こうした認識を共有し、地域での行事やボランティア活動など、大人と子どもたちが交わり協働する機会や場を増やし、子どもたちの参加を促す。
- 3 地域の住民、企業の従事者、商店や商業施設の経営者等は、地域においていじめ、又はいじめと疑われる行為を認めたときは、当該児童生徒にその行為を止めるよう注意するとともに、教育委員会又は近くの学校へ連絡する。
- 4 民生委員・児童委員や青少年指導員等は、地域におけるいじめの発見に積極的に取り組み、いじめやいじめと疑われる行為を認めたときは、教育委員会又は近くの学校に連絡する。同時に、いじめの解決に積極的に協力する。